「財政難で社会保障を削らないで」が多数、女性は圧倒的多数

大川　いま国や自治体は、お金がないからと保育制度の改悪のため、「子ども・子育て支援新制度」を各自治体へ押しつけています。私たちは、国会議員への要請や、自治体への「保育キャラバン」に取り組みました。子どもたちが安心して保育を受けられるようにすることは憲法が保障する「生存権保障」の大事な課題だと思います。

三宅　そうなんです。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、動物としてきりぎりの生活ではなく、人間に値する生存の確保を権利として保障したものです。「子ども・子育て支援新制度」を25条を軸にした視点で見るのが、大事ですね。

ところで、国が財政難だといって、消費税の値上げや、生活保護などの社会保障を制限していますが、おかしいと思いませんか？

出口　大学卒業後、有名なブラック企業で訪問販売の営業をしました。ノルマがきびしく達成できないと罵倒され、精神的に追いつめられました。自己都合退職に持っていくシステムが確立していて、新入社員8人中7人が辞めました。辞めても自分が悪かったと悩む人が多かったです。

三宅　精神的に追いつめていくんですよね。

出口　そうです。ブラックで有名な会社はどこも似ています。ブラックじゃない会社ってどこにあるのかなと思うぐらい。

三宅　基本給に残業代を含めていたというケースがありました。違法が横行していて、明るみに出たブラック企業の実態は、まだまだ氷山の一角という気がします。

第6回みえ労連憲法キャラバン。毎年副知事等と懇談（2013・6月）

ブラック企業は憲法違反 労働組合を作って職場をかえよう

二人はどう思いますか？

出口　国が財政難だとしても、国民の生活を切り捨てることは許せないです。生活保護制度は25条を具現化させた制度なのに、受けなければ困る人が増えます。

大川　学生のとき作業所を訪問して、障がい者が作業所で働くために払うお金のほうが、作業でもらう賃金より多いと知って驚きました。社会保障全体はどうなるのでしょうか？

三宅　そうですね。生活保護費が昨年8月に大幅に削減され、連動して介護保険料・保育料・国民健康保険料などもあがるので、決して他人事ではないですね。財政面でいえば、日本の生活保護費はGDP比わずか0・5％で世界平均3・5％よりはるかに低いのです。

「人間裁判」と呼ばれた生存権をめぐる朝日訴訟の東京地裁判決（1960年）は「財政と予算を理由に生存権が制限されてはならない。むしろ最高法規としての憲法に規定された生存権こそ予算や財政政策を拘束していかなければならない」といっています。社会保障は本来そういう方向にならないといけませんね。

みえ労連と保育団体連絡会の「保育キャラバン」。県内14市・3町・三重県と懇談。現場の保育士を含めの104人が参加（2013・11・6・12・6）

憲法25条
一、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
二、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

安倍内閣の成長戦略って何？ 結局、労働者にしわよせ

三宅　アンケートの4番「世界で一番企業が活動しやすい国にするという成長戦略をどう思うか」という設問については「わからない」がたいへん多いですね。漠然と良くないんじゃないかと思いつつも、じゃあどう良くないのかまでは考える余裕がない。

憲法の話でも「憲法なんて考えている余裕はないよ」と若者は言う。就職活動でいっぱいいっぱいです。実は余裕ある生活の実現には憲法がベースライン（基本）になるのですが…。

出口　確かにブラック企業で働いているときは、考える余裕すらなく、仕事のことで頭が一杯でした。アンケート数字を見ると、今の状況を反映しているなあと思います。長時間労働させられたら、そうなってしまいます。

三宅　一方で景気が上向けばいいじゃないかと、アベノミクスに「賛成」と回答する若者もたしかにいます。しかし、アベノミクスの成長戦略は企業優遇・労働者使い捨てですから、労働者にしわ寄せがいくんです。

企業の経済活動の自由は憲法が保障する自由権に属するものですが、同時に憲法が想定しているのは経済活動とは、他者とのかかわりが大きいので、「公共の福祉に服する」という発想です。どんどん一企業が儲けていいぞ、ではなく、公平の観点からある程度規制をかけるということを憲法が要請しているのです。

しかし小泉政権から続く規制緩和の流れで、大企業優遇、労働者、とくに非正規など弱い立場の労働者にしわ寄せがいくということが半ば肯定されてきています。

こんな現実を見たときに、憲法が構想していたグランドデザインに立ち返って、企業活動をどのように見ていくか、市民レベルで共有する必要がありますね。

困ったときに訴える場所がない、誰にも相談できない。今の社会はそんな社会だとわかりました。

三宅　非正規雇用が40％に近づき、20代・30代の若者が結婚できない。これで次代につなげていけるのか。少子高齢化、子どもが持てない社会、そんな社会を大きく変えていく、労働組合の出番ですね。

第6回みえ労連憲法キャラバン。毎年副知事等と懇談（2013・6月）

女性は「戦争がきらい」が多数 憲法は国民ではなく権力者をしばるもの

大川　自民党の憲法改正案の前文では「日本国は」から「日本国民は」と全く変わっているなと思います。

三宅　そうですね。自民党は憲法9条の2項で「国防軍」を明確に位置付けています。日本は、アジアの近隣諸国とあつれきを抱えているので、若い世代が「軍事力が必要」という自然な流れかとも思いますが、どうですか？

大川　戦争をするのは怖いなと思います。

全労連の全国憲法キャラバン。伊勢市・津市・鈴鹿市・四日市市の駅頭で弁護士・青年・女性・みえ労連役員51名が参加（2013・11・23）

出口　9条を変えるにはノーです。国防軍で戦争ができる国になったり、徴兵される不安があります。

三宅　「自衛目的とした軍隊は必要」という意見に対してはどう？

大川　日本は世界の見本になるよう積極的な平和主義を主張したいと思う。三宅　自衛隊が諸外国の軍隊と違うところは、9条という足かせがかかっていることです。安倍政権はこれを突破して集団的自衛権を行使できるように国防軍という軍隊にしようという狙いがあります。戦後68年、自衛隊が人を殺さずにきたというのは、9条が機能していたからですね。「自衛のための軍備を持つことはOK」と言う人にはこれを意識してほしいですね。それと「他国の脅威」にも触れなければなりませんね。

出口　他国から攻撃される可能性があるのですか？

三宅　戦争は自然災害と違って、人間の決断で軍事衝突の原因を取り除くことで、危機を大幅に回避することはできると思います。アジアにおける安全保障の枠組みを作ることが解決への道です。

大川　私が思う積極的な平和主義と安倍首相が言う「積極的平和主義」とはどこがどう違うのでしょうか？

三宅　安倍首相の「積極的平和主義」は、「国際協調主義」を恣意的に枕詞にした「軍事による平和主義」という意味です。

軍事力でものごとを解決するには限界があり、解決策としてはよくありません。

出口　憲法96条の先行改訂については、どうでしょうか？

三宅　憲法が変えにくくなっているのは私たちの基本的人権を最高法規としての憲法に書き込んでいるからです。変えやすくして国民の手に憲法を取り戻そうという安倍首相の96条先行改正論は、まやかしです。

大川　憲法は国民をまもるもので、しばるものでないということですね。私も含めてわかっていない若者は、たくさんいます。

出口　私の感想ですが、ブラック企業で働いていたので、このすばらしい憲法に日本の社会は、まだまだ追いついていないと感じます。憲法に近づける社会にするのは、私たち若者の役割ですね。

大川　子どもたちのためにも、平和であってほしいです。

三宅　そうですね。若い二人の話はうれしいです。私もみなさんとともに、がんばりたいと思います。憲法を生かして、希望が持てる社会をめざしましょう。

大川・出口　本日はありがとうございました。

憲法27条
すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3　児童は、これを酷使してはならない。

憲法28条
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

6 日本国憲法は制定されて66年。改正する必要があると思いますか？

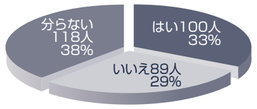

はい
・ちょっと古いかな？ある程度の年数がたったら細部のメンテナンスは必要
・アメリカ主導で作ったので、現在の情勢に合わせて改正すべき
・9条、96条は変える必要はなし。家族形態など新しいものに合わせるのはいるかと思う

いいえ
・平和憲法は世界に誇れるものだと思う。子どものためにも残してほしい。
・平和がいちばん
・今の憲法をまだ日本は活かしきれていない。もっともっと一人ひとりが学んでいく必要がある
・今まで守ってきた憲法、その意味をしっかり考えてほしい。国をしばるための憲法であること！

分からない
・日本国憲法のすべてを知らないから、どこが良くてどこが悪いかわからない

5 現在の近隣諸国との情勢を踏まえると日本も軍備を持つのが当然だと思いますか？

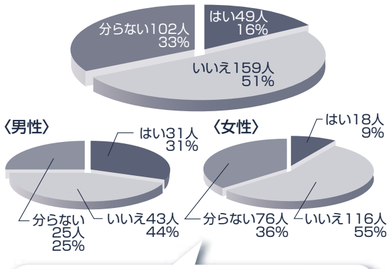

はい
・最低限の自衛のための軍備は必要
・賛成ではないが、近隣に好き勝手されないよう、ドンと構えていただきたい
・非核三原則は守り、今の憲法を守り、日本の領土、国民を守るためなら、ある程度必要である

いいえ
・軍備を持つということは戦争につながる可能性があるから。戦争は絶対反対！！
・徴兵義務が課せられることを思うと、子どものためにも阻止しなければと思う
・不安に思って備えだしたらきりがない。高性能な兵器は費用もばく大にかかる
・日本は平和の象徴であってほしい。軍を持たないのは、日本のすばらしさだと思う

3 国は財政難だと言っています。生活保護などの社会保障制度を制限されても仕方ないと思いますか？

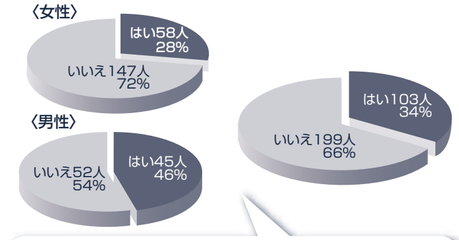

はい
・働けるのに働く気のない人が生活保護を受けているケースがある
・最低賃金等をみても生活保護費の額は多額であり、制限しても仕方がないと思う

いいえ
・もっと削れるとこは他にあるから（議員報酬など）。税金の使い方を見直してほしい
・財政難を理由に、国民の生活を切り捨てることは許されない。生存権を具体化した生活保護制度はもっと気軽に利用できるべき

4 安倍内閣の「世界一企業が活動しやすい国」とする成長戦略について、どう思いますか？

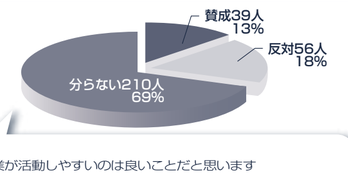

賛成
・企業が活動しやすいのは良いことだと思います

反対
・大企業の優遇、増税の押しつけ、社会保障の削減、やっていることがあべこべである
・法人税を下げるということ？その代わりに消費税を上げるの？
・大企業だけが得をする。中小企業はやはり苦しいままではないのでしょうか
・企業だけでなく働く人が活動しやすい国にすべき

分からない
・今の政府が考えていることはわからない
・具体的な内容が見えない

憲法96条
この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
2　憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

「9条」を比べてみると

日本国憲法

第二章　戦争の放棄

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の憲法改正草案

第二章　安全保障

（平和主義）
第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
2　前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）
第九条の二　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
2　国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
3　国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
4　前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。
5　国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

（領土等の保全等）
第九条の三　国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。